

神奈川県気候変動適応センター設置にあたって

令和元年 7 月 26 日（金）
神奈川県環境農政局環境部環境計画課

神奈川県では、平成 31 年 4 月 1 日に「県環境科学センター」を気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応センター」に位置付けた。

1 設置方針

- 本県の地理的要件（海、山、川、都市等）から様々な分野に気候変動影響が出るおそれがあることから、適応策に力を入れる必要がある。
- 今後、県として科学的な知見に基づいて施策を検討するにあたっては、庁内関係部局へ影響や予測についての科学的な知見や情報を「活用できるかたち」で提供する必要がある。
- 同様に、県内市町村にも情報提供し、連携して適応策を推進する。
- 地域気候変動適応センターの位置付け場所としては、本県における地方環境研究所であり、環境問題の解決に向けた施策等への活用に結び付く調査研究を行うなど、気候変動適応法が規定する情報の収集・分析などの機能を担うことができると考えることから、「県環境科学センター」とした。

2 課題

- 設置に当たり、法や施行通知など国から示されている事項（情報収集・分析及び提供など）以上の具体的な取組内容については未定であり、H31 年度予算及び人事配置の方向性の決定に時間を要した。
- 地域気候変動適応センターの取組は、県全体の適応の取組の方向性に沿う必要があるが、県全体の取組の方向性については、引き続き調整が必要。
- 県独自の将来の影響予測を実施するためには、高度な専門的知識が必要となり、人材育成及び予算確保が課題。

3 解決方法（今後解決予定も含む）

- 今年度の地域気候変動適応センターの予算は、有識者へのヒアリング謝金、出張費、図書購入費など最低限の活動費となった。
- 今後、具体的な取組内容の検討にあたり、平成 31 年 4 月に設置した「神奈川県気候変動適応等に関する有識者等検討会議」や関係者へのヒアリング等を通じて、県として取り組むべき方向性（優先的に取り組む分野、市町村との関係性等）について、3 年程度を目途に整理していく。
- 将来の影響予測を県独自で実施するためには、国による支援が不可欠であると考えている。